

テニスにおける行為はすべて停止条件的だといっても大体いい。という意味は、サーヴィスにしる、リシーブにしる、その他のストロークも悉く、打球の瞬間に於いて行為は完了するが、その行為は球がネットを越して相手方コートのライン内に落ちるということを停止条件として有効に成立するのである。球がラインの外に落ちれば打球は無効となり、従って打球はなかったことになる結果、即ち相手の打った球を返球しなかったことになって失点となる。打たれた球が相手方コートの中に落ちて初めて有効な打球となり、相手方に返球の義務が発生する。この義務不履行は相手方の失点を招来するというこというまでもない。

X X

そこで民法 128 条の「条件付法律行為ノ各当事者ハ条件ノ成否未定ノ間ニ於テ条件ノ成就ニ依リ其行為ヨリ生ズベキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ズ」という原理がここにも出て来なければならなくなる。期待権保護の理論である。

X X

地に落ちない球を打てば、たとえその球がアウトになるだろうと思われる球でもフェアと見做されるのはこの故である。もっとも野球規則では、ヒットド・ボールをファウル・ライン上に捕球した場合、審判員はその捕球の瞬間に於ける球の空間的位置によってファウルか否かを判定することになっている。しかしテニスでは球が速いのと、球道の変化が多いのとのためにかかる具体的判断が不適當とせられ、常に擬制の方法がとられている。

そこで一つの難問は、サーヴィスの球がネットの白布に触れた後、サーヴィス・コートの外へ落ちるように跳ぶんだとき、これをサーヴィス・コート外にいるリシーヴァが直接打つか、またはその體に球に触れしめたらどうなるかという問題である。ネットに触れない球をコート外でヴォレーすれば、そのサーヴィスは有効視される。しかしネットに触れた球はサーヴィス・コート外に落ちればフォートであり、内に落ちてでもレットである。つまり無効にならない場合でも、取消であって有効にはならない。その取り消しうべきサーヴィスのボールが地に落ちない間に相手方が、コートの外で打ったからといって民法 128 条が適用されるべきであるかどうか。私はこのサーヴィスはレットだと思う。しかしウインブルドンの審判員はこれをフェアなりとし相手方の失点とした。その相手方というのはわが西村選手であった。

(昭 14・2・10 記) 「法学」サロン第 43 号より